

# 福山大学協働事業取扱規程

平成 30 年 2 月 7 日制定

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、福山大学（以下「本学」という。）における企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との協働事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

**第 2 条** この規程において次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「協働事業」とは、本学各部局と外部機関等が共通の目標に向かって相互に連携して推進する事業のことをいう。
- 二 「部局」とは、各学部、各研究科、附属図書館、各センター、内海生物資源研究所及び各委員会をいう。
- 三 「部局長」とは、部局の長をいう。

(契 約)

**第 3 条** 部局長は、協働事業を実施するときは、原則として外部機関等との間で協働事業契約書（別記様式例）又はこれに準ずるものにより契約を締結しなければならない。

(手 続)

**第 4 条** 部局長は、部局の教授会等に協働事業契約書案を提示し、協働事業の実施及び契約についての上記を得た上で学長の承認を受けなければならない。

2 部局長は、前項の結果を社会連携センター長に通知するものとする。

(実 施)

**第 5 条** 部局長は、協働事業の実施における責を負うものとし、当該協働事業の進行状況等について、常に把握しておかななければならない。

(事 務)

**第 6 条** 協働事業の契約に関する手続及び経理に関する事務は各部局の事務室又は課において処理する。

(雑 則)

**第 7 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 7 日から施行する。